

社会福祉法人八潮市社会福祉協議会
役員等の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人八潮市社会福祉協議会（以下「社協」という。）役員等に対する費用弁償の額並びにその支給について定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事・監事
- (2) 評議員
- (3) 評議員選任・解任委員
- (4) 協力委員
- (5) 心配ごと相談員
- (6) その他、会長が必要と認めた者

(費用弁償の額)

第3条 前条の規定に掲げる役員等が招集に応じ会議等に出席したとき、又は業務に従事したときに費用弁償を支給する。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、2,000円とする。ただし、業務のため旅行し、旅費が生じたときは、実費相当額を支給する。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年1月26日から施行する。